

【関連する職種(一般の呼称)】	
とび、ハツリ工、鉄筋工、解体工、鍛冶工 建設重機オペレータ、ガス溶断、スクラップ解体	アスベスト除去作業 現場監督、雑役
【石綿製品(代表的な2,3)】	
石綿吹付け材 石綿含有屋根材	石綿含有ボード(外壁材・内装材) 石綿保温材・煙突材
【労災認定事例(p111)】 18	【文献(p115)】 13



A 側面からのビル解体作業。吹きつけ材、内外装材、煙突などの建材や空調のダクトパッキング、配管エルボ等は解体前に石綿含有無の調査が義務づけられ、重機作業の前に石綿製品を除去してから解体しますが、以前はそのまま解体されていました。



B 屋上に重機を乗せてからのビル解体作業。解体建物の外周部にはその階より高くシートを張ります。建材に石綿が含有している場合には、建材の破碎により現場の作業員が石綿粉じんにはばく露する可能性があります。



C スレートの屋根・壁のある倉庫の解体作業。粉じんの飛散防止のため、散水しながら作業をする必要があります。



D 天井の石綿セメント板(フレキシブル板)をパールで破壊し、かき集めているところ。破碎に伴い、粉じんが舞っています。



E 石油精製工場のプラント老朽化による解体工事。手順としては、石綿断熱材などの有害物質が飛散しないように、シートで覆った空間の中で撤去してから、重機で解体します。



F 多量の石綿製品が使われていた工場などの解体で、重機を使用するのは石綿ばく露の面から大変危険です。保温材が重機で押しつぶされて雪のように白くなって散乱しています。

掲載した写真はイメージ写真です

8 解体作業 - 2

8-2



A
立体駐車場の解体作業。内部に耐火被覆吹きつけがあり、外壁は石綿含有ボードが使用されていました。解体には順序があり、まずは有害な石綿含有部分の撤去からです。



B

ビル解体現場



C

民家の解体。以前は、石綿含有屋根材や外壁の石綿含有サイディング材等を事前に取り除くことなく、まとめて解体していました。解体時に発生する石綿含有粉じんにはばく露した可能性があります。



D

煙突解体現場



E

プラント屋内の装置解体風景。高度成長期に新設された装置類(石綿保温材を多用)が更新の時期を迎えています。解体・除去時にばく露する可能性があります。



F

高熱のかかる炉などの保温材は傷みが早く定期的に修理(全取替えなど)を行います。石綿含有の保温材は軽く、破損すると飛散しやすいので非常に危険です。



G

パールを使用して天井のフレキシブル板を破碎しているところです。フレキシブル板に石綿が含有している場合に、作業者がばく露する可能性があります。



H

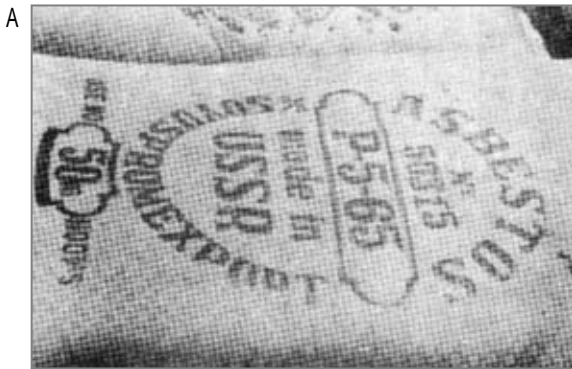
解体作業には石綿含有建材からのばく露の危険を伴います。今後、解体や改修工事は、建物の耐震化促進や老朽化した設備機器の取替えなど、相当数になることが予想されます。

掲載した写真はイメージ写真です

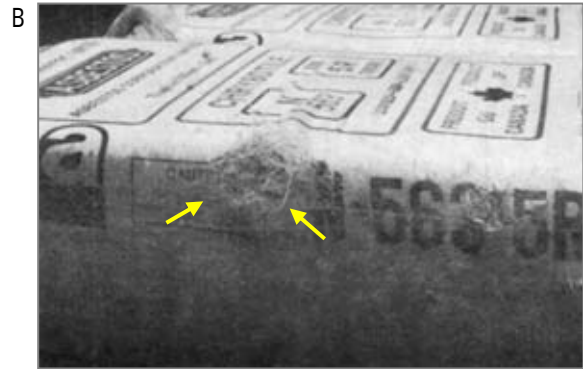
【関連する職種(一般の呼称)】	
港湾荷役、船内荷役、沿岸荷役、デッキ作業、荷積み・荷降ろし	
運搬、フォークリフト作業、トラック輸送	玉掛け、クレーン作業
【石綿製品(代表的な2,3)】	
石綿原綿	
【労災認定事例(p113)】 62,63	【文献(p122)】111

日本の石綿の殆どは海外から船で運ばれました。港湾で扱う石綿原綿の荷役には袋を引っ掛ける手鉤を使用していたので石綿粉じんが舞う中での作業でした。「倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業」に港湾荷役が含まれており、この荷役作業の横で数量をチェックしていた検査員からも中皮腫死亡例があります(平成17年7月15日朝日ネット)。

から の順序で荷役作業が行われていました。



1970年代前半の石綿が梱包された麻袋。この他に石綿が露出されたままでベルト巻きしたものもありました。これらをモッコ(網)やスリング(ワイヤー)で吊り上げる方法で荷役しました。



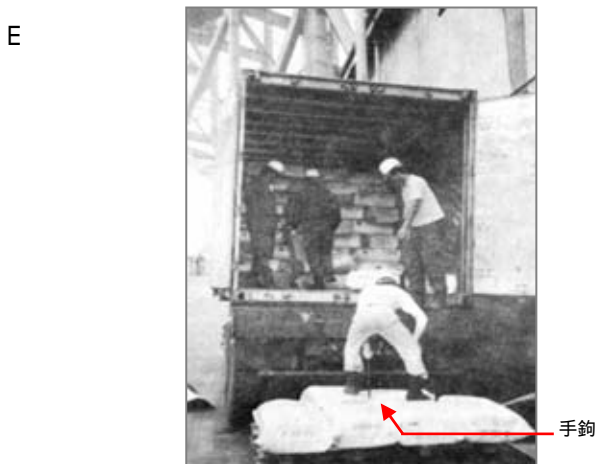
1974年以降のビニール梱包された荷姿。ILO石綿条約では手鉤使用禁止や荷姿などに規制がありました。写真のように手鉤の使用痕があり石綿は飛散しました。



はしけ内の石綿荷役作業、通称「まくり返し」と呼ぶ乱雑な荷さばきで手鉤により破れた袋が多くありました。破れた箇所から石綿が飛散し、作業者がばく露した可能性があります。



1978年。「はしけ」から陸揚げされた石綿をパレットに積み替える作業。このときも、手鉤を使用しています。



1980年。コンテナ車からのバン出し(搬出、荷降ろし)作業。ここでも手鉤を使用しています。



搬出作業を終えコンテナ車内を「ほうき」で掃き掃除しています。車内でこぼれた石綿を掃き掃除した際には、大量に粉じんが飛散してしまいます。

掲載した写真はイメージ写真です

【関連する職種(一般の呼称)】	
電気工事士、電気工事業者、製罐(せいかん)工、機械とび、保温工、断熱工 板金工、配管工、溶接工	発電設備・変電設備の保守・点検・清掃
【石綿製品(代表的な2,3)】	
石綿保温材	石綿織物・布・ひも・ロープ・テープ・リボンなど
石綿吹きつけ材	石綿紙
【労災認定事例(p113) 56	【文献(p119,122)】65-72,111



【概要】発電所には過去に多くの石綿が使用されました。現在でも耐火を目的とした建材、変電設備の防音材、発電設備の保温材・シール材、地中線用の石綿セメント管等に石綿が使用されている場合があります。解体時に石綿が飛散する可能性があります。非石綿製品への切り替えは計画的に相当以前から行われてきました。



原子力・火力・地熱発電所の配管などに保温材として石綿含有保温材が取り付けられている場合があります。点検・工事時に保温材を取り外すと、石綿が飛散することがあります。



変電所には、耐火を目的とした建材、変電設備の防音材、地中線用の石綿セメント管等に石綿が使用されている場合があります。点検・工事時に防音材等を取り外すと石綿が飛散することがあります。



変電所の重要な機器類、装置類、配電盤などの部屋の天井や内壁には吹きつけや張りつけの石綿製品が施工されている場合があります。劣化や破損、修繕等により石綿が飛散することがあります。



防火や耐火目的で石綿布や石綿板が使用されている場合があります。



ビルや工場などの建物内の電気設備、配電盤などの部屋の天井や内壁には吹きつけや張りつけの石綿製品が防音のため施工されている場合があります。劣化や破損、修繕等により石綿が飛散することがあります。

掲載した写真はイメージ写真です